

会期について

凡例  閉会期間 

1 三重県議会の現行会期（地方自治法第102条）

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|----|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|------------|
| 改選年 | | | | | | | | | | | | 令和元年第2回定例会 |
| 2年目 | | | | | | | | | | | | 令和2年定例会 |
| 3年目 | | | | | | | | | | | | 令和3年定例会 |
| 4年目 | | | | | | | | | | | | 令和4年定例会 |
| 改選年 | | 令和5年第1回定例会 | | | | | | | | | | |

2 栃木県議会の会期（地方自治法第102条の2）

(栃木県の「条例で定める日」は4月1日)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|------------|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|------------|
| 改選年 | | | | | | | | | | | | 令和元年度栃木県議会 |
| 2年目 | 令和元年度栃木県議会 | | | | | | | | | | | 令和2年度栃木県議会 |
| 3年目 | 令和2年度栃木県議会 | | | | | | | | | | | 令和3年度栃木県議会 |
| 4年目 | 令和3年度栃木県議会 | | | | | | | | | | | 令和4年度栃木県議会 |
| 改選年 | 令和4年度栃木県議会 | 令和5年度栃木県議会 | | | | | | | | | | |

3 任期終了日までを会期とする議決を得る場合（法律には想定されていない）

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 改選年 | | | | | | | | | | | | |
| 2年目 | | | | | | | | | | | | |
| 3年目 | | | | | | | | | | | | |
| 4年目 | | | | | | | | | | | | |
| 改選年 | | | | | | | | | | | | |

■ 各会期の特徴、メリット、デメリット

| | 会期の決定方法 | 会期の内容 | メリット | デメリット |
|----------------------|---------|---|------------------------------|---|
| 三重県議会の会期 | 議決 | 1月又は改選直後の5月に議会を招集し、同年12月までの会期を議決する | 議決により会期を定めるため、弾力的に議事日程を変更可能 | 12月～1月及び改選年の3～4月に閉会期間が生じる。 |
| 栃木県議会の会期 | 条例 | 毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする。条例で定める日の到来をもって、普通地方公共団体の長が招集したものとみなす。 | 改選から最初の招集までを除き、閉会期間が生じない（※1） | 条例により会期と、定期的に会議を開く日を予め決めなければならないため、弾力的な議事日程の変更が難しい。（※2） |
| 任期終了日までを会期とする議決を得る場合 | 議決 | 改選後の議会において、4年先の任期終了日までの会期を議決する。 | 改選から最初の招集までを除き、閉会期間が生じない | 法律上、想定されていないため違法の懸念がある。 |

※1 閉会期間が生じないことによるメリット

知事が臨時会を招集する手続きを経ずに、直ちに議長が議会を開催できる。

閉会中、緊急を要することを理由として行われる専決処分が無くなる。

※2 弾力的な議事日程の変更が必要となるケース

R 3 知事選挙による議事予定の変更 → 変更するための条例審議（本会議の開催）が必要

(参考) ○ 地方自治法

〔定例会及び臨時会〕

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

〔通年の会期〕

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができます。

2 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもって、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

3～5 略

6 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。